

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|-----|-------------------------|-----|------|
| 7 級 | 部長・教育次長・参事・議会事務局長の職務 | 10 | 5.3 |
| 6 級 | 課長・事務局長の職務・困難な業務を分掌する主幹 | 24 | 12.7 |
| 5 級 | 主幹の職務 | 40 | 21.1 |
| 4 級 | 課長補佐・事務局長補佐・副主幹の職務 | 38 | 20.1 |
| 3 級 | 係長・所長・園長・館長・主査の職務 | 48 | 25.4 |
| 2 級 | 主任の職務 | 16 | 8.5 |
| 1 級 | 主事・技師・保健師・保育士・栄養士・司書の職務 | 13 | 6.9 |

- (注) 1 壬生町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(注) 平成18年に8級制から7級制に変更しました。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合し、7級を設置しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年4月より、管理職について能力・業績に基づく人事評価制度を本格実施。
管理職以外の職員については試行中。
平成20年1月の昇給については勤務成績証明書により、3段階の評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給号給数(1～8号給)を決定。